

# 議会だより

発行・編集  
 東 成 瀬 村 議 会 局  
 議 会 事 務 局  
 印 刷  
 (株) 増 田 印 刷 所



▲三又線（岩井川～山内村三又間）をみる。

## 村内視察

去る6月13・15日議員村内視察  
 を実施し、結果として改善すべき  
 ことを村長に報告した。



▼岩井川公民館かみの道水路をみる



▲増田町湯ノ沢地区ほ場整備  
 バイパスをみる  
 （増田町・東成瀬村境界地点で撮る。  
 向って右の方が本村）

# 六月定例村議会

## 生ゴミ手数料条例は否決

五十三年第二回(六月)定例会は、六月五日招集され会期を六月七日までの三日間とし、村長専決処分報告三件、議案五件、陳情一件を審議し、また、三名の一般質問をし、閉会しました。

特に、議案審議では、先の三月定例会で教育民生委員会付託されておりました「東成瀬村廃棄物の処理及び、清掃に関する条例の一部改正案」は、委員会報告どおり否決となり、二百戸の地区指定手数料を徴収しての生ゴミ収集は見送られることになりました。

### 東成瀬村条例の一部を改正する条例(専決処分報告第一号)

(原案承認)

### 昭和五十二年度東成瀬村一般会計補正予算第五号(専決処分報告第二号)

(原案承認)

従前の歳入歳出に一千八百八十四万五千円を追加し、歳入歳出の総額を十億五千九百三十八万四千円としたものです。

歳入増減の主なものには官庁造林分収金が先払入札不落により二千万円の減、役場庁舎建設債二千五百万円追加

歳出は一千八百八十四万五千円全額を財政調整基金繰出金に追加したものです。

**質疑**先に役場庁舎、山村開発セン

東成瀬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(議案第六号) (原案否決) (三月定例会で継続審議とし、教育民生常任委員会付託されているもの)。

## 教育民生常任委員長報告

「議案第六号、東成瀬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」の委員会審査結果を報告致します。

昭和五十三年三月十日招集された第一回定例会において教育民生常任委員会に付託されました本条例一部改正について、本委員会は去る五月二十九日役場議事事務局において、説明のため民生課長の出席を求め審査を実施致しました。

三月定例会においては、一つ、村条例化した場合は全村的に実施すべきであり、地区指定し二百戸対象はおもわしくない。二つ、手数料を出してまで希望する家庭がどれ位あるか未定。三つ、まず、無料で実施してみても全体的にやらないければならぬから条例化してもよいではないか。などが主な理由で付託されたものであり、

この点を主に審査したものです。執行部の提案理由は、三月定例会で説明したとおり、全村的に実施すべきであるが当面一部指定し二百戸を対象にしてみようとのことであり、地区指定し無料とすることは全村的視野からすると指定地区住民が恩恵を受けることになり好ましくないことから手数料を徴収してゴミ収集することであり、

当議会の空気としては、無料で全村をやるべきとの意向があり、有料とする議案と相反するものがあつた訳ですが慎重に審議した結果、

東成瀬村立椿川小学校校築工事(本体工事)請負契約書の締結について(議案第十八号) (原案可決) 椿川小学校校築工事を請負額九千七百万円で、大曲市の丸忠建設株式会社と契約締結したものです。

**質疑**指名業者、予定価格、設計額を伺いたい。

料を出してまで希望する家庭がどれ位あるか未定。三つ、まず、無料で実施してみても全体的にやらないければならぬから条例化してもよいではないか。などが主な理由で付託されたものであり、この点を主に審査したものです。執行部の提案理由は、三月定例会で説明したとおり、全村的に実施すべきであるが当面一部指定し二百戸を対象にしてみようとのことであり、地区指定し無料とすることは全村的視野からすると指定地区住民が恩恵を受けることになり好ましくないことから手数料を徴収してゴミ収集することであり、当議会の空気としては、無料で全村をやるべきとの意向があり、有料とする議案と相反するものがあつた訳ですが慎重に審議した結果、

果。 ①有料にするとまだまだ希望者が少ないと思われ、今までどおり不正投棄が潜在する。従ってゴミ処理の目的が達成されない。 ②ゴミ処理は全村的に収集しなければ本来の目的が達成されず近い将来全村的に収集すべきである。全村的となれば執行部の考えと同様無料とすべきでありこの手数料条例は不必要となる。 ③アンケート調査でも、回収者の七十九パーセントが無料にすべきと答へ、また、有料にしても利用すると答えた者はわずか二十九パーセントである。 以上のことから、収集袋は個々負担とすべきであるが、収集手数料を徴収する本条例一部改正案は不適当と思われ否決すべきものと決定いたしましたので、本委員会決定どおり満場のご賛成をお願いして報告と致します。

がでなかつたものを十九万円以上徴収することができないとしたもの。②今年度から課税事務を電算機で、全県下一斉に処理されるので、六月中にできないことで一カ月繰り下げて、七月に徴収することにしたもの。③今まで月割課税で世帯主の移動のみ賦課額を変更してが今度電算処理することにより、出生、死亡、転入・入も月割課税される。

東成瀬村大字宇内地区の字の区域の変更について(議案第二十号)

(原案可決)

蛭川地区は場整備事業により宇内地区が変更になったものです。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例(議案第二十一号)

(原案可決)

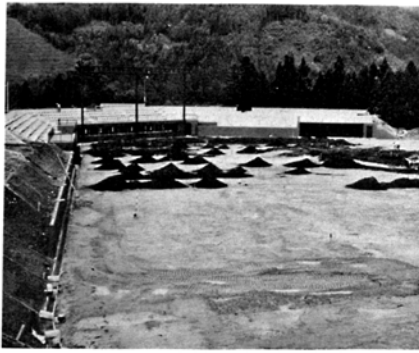
これは、災害弔慰金の額、災害援護資金の限度額の引き上げ等の改正です。

# 野球場整地工事費等

## 五十二年度へ事故繰越し

湯沢・雄勝広域圏が実施主体の村野球場建設工事に対し、整地工事は村が担当し村のブルドーザーでやることとし、五十二年度野球場建設費として五十二年十二月補正予算で広域市町村圏組合野球場

建設費負担金六百二十五万円、五十二年三月補正で整地工事ブルドーザー借上料七百万円。水道管移設工事費百十三万円の合計一千四百三十八万円を予算措置しました。が、このうち、負担金三百六十三万円、ブル借上料七百万円、水道管移設工事費百十三万円の計一千七百七十六万円を、五十二年事業として施行できないことから、五十三年度事業としてやるように予算事故繰越しの村長専決処分をし六月定例議会に報告されました。



工事が進む野球場

これに対する質疑、答弁の概要は次のようでした。

質疑 五十三年三月補正でブルドーザー借上料七百万円を予算計上し、野球場整地は役場のブルでやる計画したが三月に工事にかかれず五月に工事そのものはできな

ようだが、しかし、予算の事故繰越しと繰越明許費は性格が違うので、三月に工事できないとすればその時点で繰越明許費を設定し議会の議決を得るべきと思うが、圏一積雪等で工事完了が無理になったため事故繰越ししたもので、年度内に歳出が終らない見通しなときは繰越明許費とすべきですが、事故繰越しは年度内に支出負担行為が発生しても特別な事情で年度内に支出が終れなかったものとなる。

今回とった処置は、野球場は五十二年度で広域圏でやることになったが、起債等の財源がどのような方向でくるのか果との折衝が詰まらなかった。起債は事業をやらな

ないものには起こすことができな

### 事故繰越しとは

歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のためその年度内に支出を終わらなかつたものを翌年度に繰越して使用することを事故繰越しという。

地方公共団体の会計で当該年度の歳出を年度を越えて翌年度以降にも執行しうること

を認め、た会計年度独立の原則に対する例外としての制度には、継続費の連次繰越し、繰越明許費および事故繰越しがあり

ます。事故繰越しの制度は、予算をより効果的に執行するために、繰越明許費の制度の活用だけでは不十分である点を補足しようとするためのものです。

事故繰越しは、長限りで執行するもので、繰越明許費のように議会において繰越しを議決しなければならぬものではありません。

事故繰越しにより予算を翌年度へ繰越して使用しようとする場合は、当該経費にかかる歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度へ繰越さなければなりません。

また、事故繰越しをした場合は、翌年度の五月三十一日まで、繰越明許費繰越計算書を調整し、次の会議において議会に報告しなければならぬことになっております。

### 議

### 事

### 日

### 程

(6月定例会)

名

- ・ 諸般の報告
- ・ 村長施政
- ・ 議案上程、説明、審議
- ・ 第二日(六日) (休 会)
- ・ 第三日(七日)
- ・ 一般質問 質問議員三名
- ・ 陣情審議 二件

第一日(五日)

(本会議)

- ・ 会議録署名議員の指名
- ・ 会期の決定
- ・ 新議員の議席指定
- ・ 新議員の常任委員会委員の指



# 一 般 質 問

五十三年第二回村議会定例会の一般質問は、本会議一日目の六月七日行われ、執行部の考えを聞いた。

質問者及び質問と答弁の概要は次のとおりです。

質問者 佐々木喜代松議員 ①横手・住田線開設工事について、  
②本年度事業の発注、進行状況について、③岩井川・山内線道路の補強について、④岩井沢林道開設について、⑤水田再編対策について。

質問者 柳邦夫議員 ①予算の消化と今後の見通しについて、②滝ノ沢地区国道バイパスについて。

質問者 後藤作議員 ①再選された村長の施政、当面具体的に何を自ざし村の発展を期すのか、②東中体育館暖房・音響効果について、③プールの効果的利用について。

## 転作の実態と所得減対策は

問 水田再編対策につき、もとより高冷、零細農業の本村には厳し  
い転作でしたし、村でも予算配分  
に對する対策を伺いたい。



田 作 転

答 水田再編対策の目  
標面積は二七haで、今  
回の集計は三七・五四  
haであり、目標に対し  
百三九パーセントとな  
っている。

転作は、たばこ一〇  
・七ha、大豆六・三七ha、  
飼料五・八五ha、水稲  
青刈り四・二四ha、小  
豆二・二一ha、一般野  
菜四・二八ha、ソバ〇

・八三ha、果樹〇・二二ha、種苗〇  
・二八ha、栗〇・六〇ha、養魚〇  
・一三ha、その他〇・二haとなつて  
おります。これの特定作物は一九  
・二五haで、一ha当たり六万二千  
円とすると一千九百九万五千円と  
なる。これに一般作物補助金と県  
村補助金を合計すると九千二百六  
五万三千円となる。このほかば  
こによる収入がある。

## 採択した岩井沢林道の 開設の進め方は

問 岩井沢林道開設につき、さき  
の議会で審議し採択となつており  
地元部落、関係者の要望どおり開  
設していただきたい。

答 岩井沢林道開設は、本年度中  
測量を完了し用地所有者と協議す  
る予定です

問 岩井川上野沢改修工事につき  
一部用地の解決困難の為とは何つ  
てが、その後どうなつてくるか、  
規模縮小等により解決可能もある  
ように思うがどうか伺いたい。

## 上野沢改修工事の進行は

答 岩井川上野沢改修工事につき  
一部用地の解決困難の為とは何つ  
てが、その後どうなつてくるか、  
規模縮小等により解決可能もある  
ように思うがどうか伺いたい。

問 上野沢護岸工事は、土木事務  
所で用地等につき関係者と協議す  
る予定になつております。

## 横手・住田線工事の 本村側路線は確定したか

答 横手・住田線開設工事につい  
て、本村側の路線用地は確定した  
のか。また、既設の菅又林道、入  
道部落内道路、架橋等の関連と今  
年度鎌坂線舗装との関連を伺いた  
い。

答 先日入道部落関係者にお集り  
いただき、個々のつぶれ地、価格  
はでないが、測量等の承諾は得  
てる。

保安林関係があり、県の森林土  
木課、道路課と協議し手続きをや  
る。路線は決つており、今年は八  
百メートルやるようです。

今年から自衛隊が入り三年計画  
で荒通しをする計画のようです。  
入道の舗装につき、部落民と話  
し合いたとき、自衛隊の重機が  
三年間通るようであれば舗装が壊  
れるので重機が通らなくなつてか  
らやつた方がよい等の話があり  
その点今後部落民と協議すること  
にしております。

## プールを加温し 利用度を高める考えは

答 プールの利用につき、椿川小



水浴びが好きな子供たち

一カ所のプールも今では利用回数  
が少ない理由で各校に對する建設  
を渋つてゐる現状ですが、新聞によ  
ると鷹巣町では加温式プールとあ  
つたが、本村でも学校とプールが  
余り離れてない場所であればこの  
ようなことを取り入れれば利用価  
値が高まるので建設を渋ることが  
解消されるのではないか。

プールは親しむばかりでなく、  
体育の向上、水泳技術の向上等か  
ら、また、河川が汚れてくると河  
川で泳ぐことが少なくなつてくる  
と思つて是非検討すべきと思つ  
がどうか伺いたい。

答 プールは、昨年は夏休みに各  
小学校が二・三回バス輸送で利用  
してゐるが、全校がフルに利用する  
ことはなかなか至難である。各学  
校の要望をとり、予算に二十四万  
円バス代を計上してあり、できる  
だけ多く利用させた。河川が汚  
れてくるとプールが一カ所では  
かた今後検討を要すると思つた。

鷹巣町のプールは、太陽熱を利  
用して温度を二十四度位上げる、

よう計画したがよく上からず町に  
ある北秋広域体育館のボイラーが  
夏に使わないのでプールとの間三  
十メートルとのことでボイラーで  
水温を上げ使用するように記憶  
して居る。

○ 椿川小新築校舎はボイラーがで  
きるわけだが、プールとの間が五  
十メートル以上になるのではない  
かと思われ、椿川プールを加  
温する見通しは立ててない。

### 景気浮揚対策と 村の潤いは

○ 当初予算に対し、景気浮揚対  
策と言われているが、果して村内の  
景気を押し上げるものがあるのか  
疑問がある。村内景気は昨年と大  
きく変らないと思うがどれだけ景  
気浮揚につながるのか伺いたい。  
○ 景気対策予算がどれだけこの  
村に潤いがあるかは、事業をやる  
には使用人をたくさん必要であり  
手間取りが多くなれば農外収入が  
増えある程度潤ってくると思ふ。

### 出かせぎ事故見舞金予算は不足

○ 五十三年度当初予算に出かせ  
ぎ見舞金五十万円措置しているが、  
今年の出かせぎによる事故者は聞  
くところによると四人か五人おる  
ようだが、当然五十万円では予算  
不足は明らかである。

六月に補正予算を組むべきでな

かったか。

○ 出かせぎ事故でじくなったこ  
とは知ってるがその他のケガの数

### 政治目標の産業振興と環境保全対策は

○ 村長が政治目標として掲げた  
産業の振興をはかり自然環境を保  
全するとはどのようなことをさす  
のか。既に基幹産業である米に減  
反を押し入れ農業に対する意欲を  
低下させ、また、大自然の木を必  
要以上に切り自然のバランスをく  
ずし自然を無視した行政が目につ  
く。環境河川対策なども行政の一  
方通行に思える。教育、文化の密  
度を高めるならそこに心の豊かさ  
が生まれるかもしれない。しかし  
それは一朝にしてなるものでない  
また、経済の豊かさを同時に行わ  
れなければならぬ。今回のゴミ  
対策にみられるように住民と無関  
係な行政が行われているように思え  
てならない。

○ 産業振興については、例えば  
畜産一つをとっても非常にふけさ

字はとってない。予算五十万円は  
不足であり、あとで係から資料を  
いただき対処したい。

○ 羽後町の畜産も大赤  
字を出している。  
この村でも畜産には随分投資し  
ているが、この村から牛を取ってし  
まえば地力は勿論、収入が少なく  
といっても大事な産業であり、今  
まではマンネリ化の飼育ではなか  
ったかと反省している。関係者と協  
議し立地条件を生かしたコストゲ  
ウンを考えこのやり方を方向づ  
けたい。

○ 自然環境につき、自然を壊わし  
てと言われたが、植林目当てにや  
つたもので壊し放しではない。  
生ゴミ関係は、事前調査の不十



低減しているが重要な産業の畜産

分な点があつたかもしれないが、  
生ゴミをなんとかして下さいとの  
声が前からあつたので係であのよ  
うにしたもので、思いつきでやつ  
たものでない。

### 東中体育館暖房の その後の改善は

#### その後の改善は

○ 東中体育館暖房効果不適につ  
き、村長は設計者の責任と言われ  
た。概に東中体育館建設以前にあ  
の式の暖房は欠陥があることは明  
らかになっていた。四十九年完成  
した羽後町広域体育館もあの式の  
暖房はよくないので設計者に注意  
して設計に組まないよう努力した  
話しを聞いた。当時設計者は知ら  
ないはずがなく設計ミスと思う。  
屋外で運動ができる早い時期に改  
善するのが得策と思ふが。

○ 体育館暖房については前にも  
説明したとおり、体育の適温は十  
一、二度で、サーキュレーター取  
付けることにより二時間で十度か  
ら十二度になりますので体育には  
支障がないが、集会用となれば  
二十度近くならなければ寒さを感じ  
ず。改善にはサーキュレーター  
増設、更に抜本的対策となればボ  
イラーを取り換えるとか出力の増  
量等あるが、ボイラーを根本的に  
換えるとなれば予算を伴うので私  
一存で言明できない。設計士とは  
実状を話し合つて、設計士は

他の施設の暖房ある体育館を専門  
的に調査し話し合いをしたいとし  
ております。施行業者とも話しを  
して今後協議して進めたい。

○ 前にも言ったが、工事の施行  
者が設計どおりやつたすれば設  
計者を追及したい。また、外温が  
内気温に影響あるので来年の雪に  
なつたとき再び詳しく調査し設計  
者と協議したい考えは今も同じで  
す。

○ 責任は設計者にあるとの考  
えのように聞いたが、請負契約を  
結び工期も決まり引き渡しを受け  
てるものが、今だに結論ができて  
ないことは行政の責任であり、設  
計者とはもう話を通つてなければ  
ならない。議会に言われる前に、  
できないものではないものとして  
来春まで待つて下さい。調査し  
て完全なものにします。責任は私  
にあります。と言うのが行政の責  
任と思ふが。  
○ まだ結論がでてないので、責  
任を感じますから業者との折衝を  
得ながら改善したいということに  
す。

### 東中体育館音響効果 改善について

○ 東中体育館音響効果を改善し  
たいとしているが、これも暖房工  
事と同時に設計し改善すべきと思  
うがどうか伺いたい。

○ 昨年九月議会でも指摘された



バイパス敷地 (境界地点から西方臨む)

湯ノ沢・滝ノ沢地区

基盤整備の横の連絡は

湯ノ沢地区基盤整備が始った五十一年以来、議会でもこの地区は村内各地区と違い、増田町湯ノ沢と水路一本、また、畦一本で町

が、その後、ソニーの技士が拡声装置を点検し部品を交換した結果良くなったが、体育館の構造上の問題があり、機械を取りかえただけではそれ以上の効果はむずかしいとのことで、吸音装置等準備しなければ大集会等では不便と思うが、普通の会議ではワイヤレスマイク使用すればそう難点は感じないようです。先日壮健体育大会時で使用したが、正面は良いが後ろ側面が余り良くないので今後改善しなければと考えております。

村界、字界が違う関係上是非増田町と同一歩調で話し合せてやるべきと言ってきた。執行部としては、本村は二次構でやるので増田町は何でやるかはっきりわからないと言ってきた。また、部落座談会でも同意書への捺印、二次構タイムリミットだ。補助金返還しなければならぬ。湯ノ沢バイパスに関しては増田町から話がないなどと言ってきた。



整備される下田線

湯ノ沢バイパスが郡界まできて行き止まりではどのような評価を受けるかは言うまでもなく、現時点では滝ノ沢基盤整備は道路と無関係には考えられないし、増田町県出先機関との横の連絡等はどのようになっているのか、これは明らかに行政手腕の欠陥でないかと思う。事は急を要することであり、今後のような方法で進めていくのか伺いたい。

①滝ノ沢地区国道バイパスにつき、行政の横の連絡がないことはそのとおりです。ただ、私達が知ったのはずっと後です。平鹿土木、農務課と雄勝土木、農務課との連絡も私達から見ると非常に行き届かなかったのではないかと、土木事務所から聞いたのは、私の方でこのような計画があるが、ど

こへつなく見通しですかと聞いても返事がなかった。最近でもこへつなくということも出てない。とに角、考えなければならぬだろうと土木事務所長から指示されております。従って関係者の集りをもつて代行路線、基盤整備につながる大事なことであり、そのような機会をもつことを助役と話し合っている。

②第二次構で滝ノ沢地区基盤整備を計画したが、同意が得られず流れ、それでは残念なので一年延長したがだめになった。ただ、横の連絡を全々やらないと言われるが私自信は相当にやっているつもりです。今回、湯ノ沢地区字界地も、二三の農家が協議して出入りをまっすぐにしようと言合い合をしてる。共同減歩は良い姿であるが、代行路線のつづれ地も共同減歩であればどうする。これに対し賛成、

反対色々あるようですが、現在のバイパスの共同減歩は割合簡単にできて代行路線は用地関係の共同減歩はこれが支障をきたすのではないかと考えられる。執行部でいくら努力してもできない点、部落民の同意、協力がなければできない点があります。これからの会を重ね意見を統一し前進したいのでよろしくお願いたい。

現道舗装を優先すべき 当初予算十三億二百万円で工事関係は早期発注と思うが、今回補正予算がなかったが今後補正しないつもりなのか。予算の使用で、道路の新設よりも維持補修が先決と言ってきた。とくに住家地域の現道舗装、生活水路の整備が住民の要望であると例ってきた。

例えば、滝ノ沢・平良線は一級村道であり、県が代行してやるのが可能であり、この路線の塞ノ神のバス停から田ノ沢間の道路は穴だらけで放置のまま。私は常に申せば代行路線のかねあいを云々し改良しなければ舗装はしない答弁をするが、代行路線は幅員七メートルで現在三メートルの道路を四メートル広げ更に場所によっては二メートルの水路、従って用地については色々なことが出てくる。村長は現道舗装しないとすれば何年放置しておくのが、このよう

な住民の要望を移行していくことが決断と思う。議員としての質問要望は住民としてのものである、これを取り入れ六月補正でやらなければならぬことがたくさんあるはず。九月補正では土木予算は遅過ぎるし、十一月に入れば出かせぎと雪が降るだけ。住民が何を望んでいるか見直していただきたい。

十三億の予算で発注済建設事業は何パーセントかは数字を持ってないが、五十三年度普通建設事業は六億七千万円です。新設道路よりも維持補修に力を入れるようにとのことですが、これは、十分でないが細かに補修させてるつもりです。

現道舗装について、前から質問者の考えが私と違うと言われてきたが、場所によっては現道舗装も必要と思うが、将来に向けて改良しなければならぬところは何回もやるより改良を終わってから舗装していく考えは変りない。しかし場所によっては関係者と皆さんの考えを結集し、道路ばかりでなくそのような方向に進めたい。

代行路線はあくまでも県の代行であり、工事内容については希望意見は出しても全面的に取り入れてくれるものでなく、要望どおりいかなる面が出てくる。決断するまでには判断する材料がなければならぬので判断の材料を各課に厳しく言って望んでおります。

# 第 3 回 臨時 議 会

## 補正予算などを原案可決す

会加入時点にさかのぼって退職手当組合に加入するための負担金です。手倉田道線災害復旧工事費三百八十万円。谷地線支線改良舗装工事費追加百五十五万円。住みよい村づくり推進事業費追加百五十二万二千円（香沢集会所等建設費）でした。

〔質疑〕①退職手当組合にさかのぼって加入のことが、雇い入れたとき加入しているのが、雇い入れの指示があったのか、また、本人負担はいくらか。

〔手倉田道線災害復旧工事は、起債を仰ぎやるそだが補助対象事業にならなかったものか。〕

〔昭和五十三年度東成瀬村一般会計補正予算第一号（議案第二十二号）〕

当初予算に一千七百二十二万九千円を追加し、歳入歳出それぞれ十三億一千九百二十二万九千円としたものです。

歳入の主なもの、五十二年からの繰越金一千二百三十四万七千円、村道手倉田道線災害復旧事業に対する村債三百八十万円です。

歳出の主なものは、共同調理場給食婦に対する退職手当組合負担金三百四十九万二千円、これは給食婦の身分保障のため、職員互助

〔東成瀬村民健康保険税条例の一部を改正する条例（議案第二十三号）〕

〔原案可決〕  
この改正は、①所得割額を百分の三、五から百分の二、六に引き下げたもの②資産割額を百分の五十から百分の四十三、三に引き下げたもの③被保険者均等割額を一人につき五千三百円から五千八百円に引き上げたもの④世帯別平等割額を九千円から九千七百円に引き上げたもの等の改正です。

〔質疑〕資産割、所得割額が上がるとなればわかるが、その逆の均等

〔東成瀬村民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例（議案第二十四号）〕

〔原案可決〕  
改正前の「基金の総額は三千万円を限度とし、これに満てるまでの間、毎年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）の歳計剰余金のうち、二分の一を下らない額を基金として積立するものとする」を「毎年度国民健康保険事業特別

割、世帯別平等割額を上げることは、資産家、高所得者はいくらかでも減税になつて感があるし、低所得者、家族の多い方等には非常な過重な負担となるのでないか。平等割、均等割額を下げるのなら必要な額が決つてるので所得割、資産割額を多く見なければならぬが、税法の中で一定の基準に基づき試算しており、現時点ではこの算定が一番よいと考え改訂したものです。

第六編 財 務	
第一章 財産、契約	
東成瀬村民健康保険事業財政調整基金条例	昭和五十三年四月二十二日
東成瀬村民健康保険事業財政調整基金条例	昭和五十三年五月一日
東成瀬村民健康保険事業財政調整基金条例	昭和五十三年六月一日
東成瀬村民健康保険事業財政調整基金条例	昭和五十三年七月一日
東成瀬村民健康保険事業財政調整基金条例	昭和五十三年八月一日
東成瀬村民健康保険事業財政調整基金条例	昭和五十三年九月一日
東成瀬村民健康保険事業財政調整基金条例	昭和五十三年十月一日
東成瀬村民健康保険事業財政調整基金条例	昭和五十三年十一月一日
東成瀬村民健康保険事業財政調整基金条例	昭和五十三年十二月一日

基金として積立するものとする」を「毎年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）の歳計剰余金の全部又は一部を基金として積立てるものとす」に改正したものです。

〔質疑〕基金へ全部又は一部を積立てるとなれば剰余金があるときは積立てるし、ないときは積立てなくともよいと考えられる。限度額を改正してもよいのでないか。

〔現在基金〕 高は二千八百八十九万四千六百二十五円になっており、五十二年度積立てて三

千円になるが、五十二年度剰余金は九百六十万円あり、二分の一を下らない額を積立てるとなれば基金限度額をオーバーしてしまふ。また基金額を上げると積上げていく場合困難な場合も出てくることと、診療報酬請求は二カ月遅れでまいりますので給付のわかるのは最低二カ月を要するので、年度末ぎりぎりになってわからぬ場合もあり、最終決算が済んだ後で剰余金を積立てていきたい。全部積立てるとか金々積立てないということでもなく、積立てて運用をはかりたい。

〔昭和五十三年度東成瀬村十文字学生寮特別会計補正予算第一号（議案第二十五号）〕

〔原案可決〕  
当補正予算に七十四万六千円を追加し、歳入歳出それぞれ九百三十三万三千円としたものです。

歳入は、村一般会計からの繰入金六十六万六千円、五十二年からの繰越金八万円となつております。

歳出は、給食婦と同様職員が退職手当組合へさかのぼって加入するための負担金七十四万六千円となつております。

〔東成瀬村固定資産評価審査委員会委員の選任について（原案同意）〕  
田子内、土井吉松氏が一身上の都合で委員を辞職したため、田子

内沼倉喜一氏を選任したもので  
す。

昭和五十三年産米価格等に関  
する意見書の提出について  
(議案第二十七号)

(議員提案 原案可決)

昭和五十三年産米の政府買入価  
格に関する事項、(二) 米穀政策確立  
に関する事項、(三) 農業基本政策確  
立に関する事項について、内閣総  
理大臣、大蔵大臣、農林大臣に意  
見書を提出することにしたもので  
す。

# 陳情ぎ

着沢旧診療所、医師住宅、道  
路用地補償金を着沢集会所新  
設自己資金に当てるため部落  
へ交付してほしい陳情

陳情者、着沢、蛭川部落長  
佐々木雄治郎

村が着沢部落に昭和五十三年度  
で「住みよい村づくり推進事業」  
を実施することになっており、こ  
れは事業費(当初予算)一千百九  
十四万六千円で集会所建設が主で  
この事業費の三分の一が着沢部落  
分相金となっており、これに当て  
るため、国道改修に伴って旧診療

所等が解体、つぶれ地となり、こ  
れの補償金をいただきたい陳情  
審議の結果 採択と決定

松山台地域テレビ共同視聴施  
設設置に関する陳情

松山台部落は、奥羽山脈に囲ま  
れており、反射電波を採し個々に  
テレビアンテナを設け視聴して  
けるが、視聴できる民放は東北放送だ  
けであり一番必要とされるNHK  
は仙台放送だけであり、秋田県民  
ながら他県のテレビを視聴して  
ることから、テレビ共同視聴施設  
を設置していただきたい陳情

審議の結果 採択と決定

横手・住田線の放線を従来の  
岩井川・三又間にしていただ  
きたい陳情

観光開発道路として、天勝の  
滝道路、焼石岳登山道開発を  
進めていただきたい陳情

陳情者 岩井川部落長  
佐々木省三 外部落  
委員

審議の結果 採択と決定

本県農業の重要性を、賢察の  
うえ、米価および農業諸政策  
要求について議会での採決、  
政府ならびに関係機関に対す  
る具申等地域ぐるみの米価運  
動に特段の支援、ご尽力をい  
ただきたい陳情

陳情者、東成瀬農協青年部長  
佐藤正次郎

・東成瀬農協婦人部長  
伊勢谷キヤ  
・秋田県農協青年部協賛

会々長 伊藤喜代美  
秋田県農協婦人組織協  
議会々長 柴田美津

審議の結果 採択と決定

昭和五十三年産米の要求米価  
の実現と農政の確立をはかり  
生産農家が安心して米作りに  
従事することができるよう格  
別のご配慮を賜りたい陳情

陳情者 秋田県主食食荷商業協  
同組合理事長  
本田源太郎

審議の結果 採択と決定

流雪側溝施設に関する陳情

除雪時国道沿い水路に雪がつま  
り道路に水が上がるため、国道の  
西路肩沿いにU字溝を入れてもら  
いたい陳情

審議の結果 採択と決定

下田・一部大橋線の舗装に対  
する陳情

陳情者 下田部落長  
古谷耕作

村道下田線、一部大橋線を拡幅  
改良工事中だが、これを舗装して  
もらいたい陳情

審議の結果 採択と決定

鈴木圭作氏当選

議員補欠選挙で

去る五月二十八日の村議会議員  
補欠選挙で、鈴木圭作氏(椿川字  
堤)が初当選しました。



鈴木圭作議員

伊藤議長 副議長に就任

副議長に就任

去る六月六日の秋田県町村議会  
議長会臨時総会で、本村伊藤誠也  
議長が県町村議長会副議長に就任  
致しました。  
任期は、原則として二年となっ  
ております。

農業委員三名を推選する

七月十九日で三年間の任期が満  
了する農業委員会委員の選挙が七  
月十四日行われましたが、七月六  
日の臨時議会で推選された農業委  
員は次の三名の方です。

- 谷藤 宗 夫議員
- 佐々木 勇 治議員
- 佐々木 清 志議員

## 議会日誌から

- 5/17 雄勝地方部長を郡議長会  
協議
- 5/19 事務局長会議
- 5/22 知事と郡議長会との懇談  
会(知事室)
- 5/25 雇用促進事業団役員会議  
(秋田市)
- 5/29 教育民生常任委員会
- 6/3 議会運営委員会
- 6/4 栗駒山々開き
- 6/5 7 (第二回)定例  
会
- 6/6 県議長会臨時総会(秋  
田市)
- 6/9 椿川小改築地鎮祭
- 6/13 議員村内祝祭
- 6/14 県議長会役員会議
- 6/15 議員村内祝祭
- 6/16 岩井川・三又線視察一議  
長、建設委員長
- 6/18 マス釣大会
- 6/19 正副議長、運営委員長、  
常任委員長会議
- 6/20 水田再編会議
- 6/23 米価陳情米局
- 6/28 県議長会役員会議
- 6/29 広域組合議会一正副議長  
臨時議会
- 7/6 横手・住田線国道昇格整  
備促進期成同盟会総会
- 7/11 議長 建設委員長
- 7/11 郡議会事務局研修会
- 7/15 野呂田代議士パーティー
- 7/16 十文字東成瀬会総会一副  
議長出席
- 7/19 20 全県議会事務局職員  
研修会
- 7/27 生涯教育出版記念パーテ  
ィー
- 8/1 県知事来訪
- 8/3 郡議長会議
- 8/7 雄・平二郡議員研修会、  
(中)議長が出席したもの